横浜市建築物環境配慮評価認証制度要綱

制　定　平成 17 年 11 月 25 日
一部改正　平成 29 年４月１日

（目的）

第１条　この要綱は、建築物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物をいう。）の建築（同条第１３号に規定する建築をいう。）に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画の評価について、市長が審査し、認証するために必要な事項を定めることにより、建築物を建築しようとする者（以下「建築主」という。）による総合的な環境配慮の取組を促すことを目的とする。

（審査の手法）

第２条　市長は、この要綱の規定に基づき建築物の建築に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画を審査し、認証する場合は、建築物総合環境性能評価システム（以下「CASBEE 横浜」という。）を用いて評価するものとする。

（対象）

第３条　この要綱の対象とする建築物の建築に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画は、特定建築物（横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 141 条の４第１項に規定する建築物をいう。）に係る建築物環境配慮計画（同項に規定する計画をいう。）とする。

（申請）

第４条　特定建築物の建築主のうち、前条の計画について市長の評価及び認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書面を市長に提出しなければならない。

（１）建築物環境配慮評価認証申請書（様式第１号）
（２）CASBEE 横浜の評価に関する資料
（３）その他市長が評価し、認証するために必要と認める書類

（審査）

第５条　市長は、前条の規定により申請者から書面が提出されたときは、当該書面に係る第３条の計画について、建築物環境配慮指針（平成 17 年３月横浜市告示第 85 号）に定める項目（以下「評価項目」という。）に照らし、前条第２号及び第３号の資料に基づき審査するものとする。

２　市長は、必要があると認めるときは、申請者から事情を聴取し、又は現地調査をすることができる。

（認証）

第６条　市長は、前条の規定により審査した結果、第４条第２号及び第３号の資料が評価項目に照らし適正なものであると判断した場合は、市長が任命した学識経験者等により構成される横浜市建築物環境配慮評価認証委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いた上、第３条の計画が適正であることを認証するものとする。

（認証書の交付及び公表）

第７条　市長は、前条の規定により認証したときは、申請者に対し横浜市建築物環境配慮評価認証書（様式第２号）を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

２　前項の規定による公表は、別に定める書面を建築局建築指導部建築企画課に備え置き、一般の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（変更の届出等）

第８条　前条第１項の規定により横浜市建築物環境配慮評価認証書の交付を受けた申請者（以下「被認証者」という。）は、特定建築物の建築に係る工事が完了するまでの間に第３条の計画を変更しようとするときは、建築物環境配慮評価認証変更届出書（様式第３号）及び変更に係る資料を提出することにより、市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の変更により第５条第１項の評価に影響を及ぼすと認めたときは、委員会の意見を聴いた上、変更後の内容に基づき、新たに評価するものとする。

３　前項の規定により新たに評価する場合における手続については、第４条から前条までの規定を準用する。

（完了の届出等）

第９条　被認証者は、特定建築物の建築に係る工事が完了したときは、特定建築物工事完了届出書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（現地調査及び報告の要求等）

第 10 条　市長は、必要があると認めるときは、被認証者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は現地調査をすることができる。

（評価の取消）

第 11 条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第６条の規定による認証を取り消すことができる。

（１）被認証者が第８条第１項の規定による変更の届出を怠ったとき。

（２）被認証者が、正当な理由がなく、前条の規定による報告若しくは資料の提出又は現地調査を拒否したとき。

（３）前条の規定による報告若しくは資料又は現地調査の結果により、第３条の計画又は

第４条各号の書面が、事実と異なることが判明したとき。

（４）被認証者が偽りその他の不正な手段を用いたことが判明したとき。

２　市長は、前項の規定により認証を取り消す場合は、あらかじめ、被認証者に対して、取消理由を記載した書面を交付した上、意見を述べる機会を与えなければならない。

３　市長は、第１項の規定により認証を取り消した場合は、被認証者に対し、取消理由を付してその旨を通知するとともに、速やかに公表するものとする。

４　前項の規定による公表は、第７条第２項の規定を準用する。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項については、別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。